

注目!

概要とポイント

『年収の壁』 『税制改正』

青森県の最低賃金
11月29日1,029円
発効予定

「103万円の壁」 どう変わった? 「手取り」と働き方は変わるのか?

2024年の年末から大きな議論となった「年収103万円の壁」。

この見直しを盛り込んだ令和7年税制改正についてわかりやすく解説します。令和7年に行う年末調整など、令和7年12月以降の源泉徴収事務にも変更が生じます。

所得税がかかり始める年収は、与党による政府案の修正を経て、103万円から160万円に引き上げられます。何がかわるのか? 減税額は? 働き方は変わるのか? その他税制改正についても解説します。皆様のご参加をお待ちしています。

◎年収の壁

- ・103万円の壁、どう変わった? 所得税がかかり始める年収はいくらから?
- ・税金の壁と社会保険の壁～103万・106万・130万・150万・201万
社会保険への加入を判断する基準、130万円を超えるメリット・デメリット

- ◎基礎控除の見直し ◎具体的事例で考える ◎パート社員の働き方は変わるのか
- ◎給与所得控除の見直し ◎特定親族特別控除の創設 ◎扶養親族等の所得要件の改正
- ◎令和7年分の年末調整における留意事項 ◎公的年金等の源泉徴収事務における留意事項 ◎その他改正



講師

株式会社 応頼会計事務所
蛭名哲治 税理士事務所 所長 蛭名 哲治 氏

昭和63年青森高校卒業。平成元年税務大学校卒業。青森・秋田・宮城の税務署勤務（主に法人税の調査担当）仙台国税局勤務（課税総括課に従事）、消費税「軽減税率制度（説明会講師）」等にも従事、令和3年税理士登録。

と き

令和7年 11月13日(木)
14:00～16:00

申込方法

下記申込書に必要事項をご記入頂き、
FAXにてお申し込みください。

会 場

弘前商工会議所会館
(弘前市大字上鞘師町18-1)

お問い合わせ

弘前商工会議所 中小企業相談所
TEL 0172(33)4111
FAX 0172(35)1877

受講料

無 料 (会員・非会員問わず)

※当所駐車場ご利用の場合、1時間無料、以降1時間ごとに200円がかかります。

定 員

30名 (先着順)

11月13日(木) 「令和7年度税制改正対応セミナー」 受講申込書

弘前商工会議所経営二課 行

FAX: 0172-35-1877

申込日 (年 月 日)

事業所名					
所在地			TEL		
受講者名	①		②		③

本申込書で得た個人情報はセミナー以外で使用いたしません。